

相談者 → (所属組合で申込方法を確認する) →
 東奥羽地協 (FAX : 0197-61-5509) → 石橋 乙秀弁護士事務所 → 相談者

『電機連合くらしの法律相談』申し込みカード

所属組合名 _____

地協受付日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

(ふりがな) 相談者お名前		住 所	〒
		電 話	() -
弁護士からの 連絡希望時間	①いつでも可 ② 月 日 時頃	F A X	() -

電話で相談 ・ F A Xで相談 ・ 面談 (いずれかに○印)
<相談事項> 該当の項目に○印をつけて下さい 弁護士に相談の際には、下記の種類及び関係する書類が必要となりますが、相談内容によって必要な書類が異なりますので、弁護士の指示に従って準備することになります。 ①交 通……交通事故証明書、事故状況報告書、現場見取図、診断書、現場や車の写真等 ②土 地……土地・建物の登記簿謄本、公図、土地・建物の図面、契約書(売買・賃貸借)等 ③建 物……領収書、現場の写真等 ④相 続……相続関係図、戸籍謄本、相続財産一覧表、土地・建物の登記簿謄本、公図等 ⑤夫婦・親子……戸籍謄本、住民票等 ⑥金 銭……借用証明書、金銭消費貸借契約、請求書等 ⑦その他……(具体的に _____)
新 規 ・ 継 続 (年 月 日に相談した)

<注意事項>

- ①組合員が法律相談の申し込みをする場合には、まずこのカード(関係書類不要)を提出して下さい。
 - ②「本カード」は、所属組合で申し込み方法を確認の上必要事項を記入し、地協事務局へFAXでお送り下さい。(地協事務局は、顧問弁護士に申し込みします。)
 - ③相談者は、顧問弁護士より相談受理の連絡を受けた後、実際に面談をする場合には、弁護士の指示に従い詳しい相談内容を記載した書面と関係書類を持参下さい。
 また、電話及びFAXによる相談の場合には、弁護士の指示に従い詳しい相談内容を記載した書面と関係書類を、このカードと一緒にFAX(もしくはコピーを郵送)して下さい。
 - ④弁護士の都合により、希望の日時に面談又は電話相談出来ないことがありますので、その場合は弁護士事務所と協議の上、日時を決めて下さい。
- ※『相談』は基本的には無料ですが、『相談』以上の実務になった場合は弁護士との個別契約となり、費用の自己負担が必要となります。
- ⑤ご記入いただいた内容につきましては、個人情報保護法の理念に基づき、「くらしの法律相談」の目的以外には使用しません。

〔石橋乙秀弁護士〕

〒020-0022 盛岡市大通1丁目1番16号
 岩手教育会館5階 「こずかた法律事務所」

TEL 019-654-4757
 FAX 019-623-5680

相談者 → (所属組合で申込方法を確認する) →

東奥羽地協(FAX: 0197-61-5509) → 加藤 文郎弁護士事務所 → 相談者

『電機連合くらしの法律相談』申し込みカード

所属組合名 _____

地協受付日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

(ふりがな) 相談者お名前		住 所	〒
		電 話	() -
弁護士からの 連絡希望時間	①いつでも可	F A X	() -
	② 月 日 時頃		

電話で相談 ・ F A Xで相談 ・ 面談 (いずれかに○印)
<p><相談事項> 該当の項目に○印をつけて下さい</p> <p>弁護士に相談の際には、下記の種類及び関係する書類が必要となりますが、相談内容によって必要な書類が異なりますので、弁護士の指示に従って準備することになります。</p> <p>①交 通……交通事故証明書、事故状況報告書、現場見取図、診断書、現場や車の写真等</p> <p>②土 地……土地・建物の登記簿謄本、公図、土地・建物の図面、契約書(売買・賃貸借)等</p> <p>③建 物……領収書、現場の写真等</p> <p>④相 続……相続関係図、戸籍謄本、相続財産一覧表、土地・建物の登記簿謄本、公図等</p> <p>⑤夫婦・親子……戸籍謄本、住民票等</p> <p>⑥金 銭……借用証明書、金銭消費貸借契約、請求書等</p> <p>⑦その他……(具体的に _____)</p>
新 規 ・ 継 続 (年 月 日に相談した)

<注意事項>

- ①組合員が法律相談の申し込みをする場合には、まずこのカード(関係書類不要)を提出して下さい。
 - ②「本カード」は、所属組合で申し込み方法を確認の上必要事項を記入し、地協事務局へFAXでお送り下さい。(地協事務局は、顧問弁護士に申し込みします。)
 - ③相談者は、顧問弁護士より相談受理の連絡を受けた後、実際に面談をする場合には、弁護士の指示に従い詳しい相談内容を記載した書面と関係書類を持参下さい。
また、電話及びFAXによる相談の場合には、弁護士の指示に従い詳しい相談内容を記載した書面と関係書類を、このカードと一緒にFAX(もしくはコピーを郵送)して下さい。
 - ④弁護士の都合により、希望の日時に面談又は電話相談出来ないことがありますので、その場合は弁護士事務所と協議の上、日時を決めて下さい。
- ※『相談』は基本的には無料ですが、『相談』以上の実務になった場合は弁護士との個別契約となり、費用の自己負担が必要となります。
- ⑤ご記入いただいた内容につきましては、個人情報保護法の理念に基づき、「くらしの法律相談」の目的以外には使用しません。

〔加藤文郎弁護士〕	
〒023-0003 奥州市水沢区佐倉河字東広町42番地	
「岩手銀河法律事務所」	
TEL	0197-23-7408
FAX	0197-23-7406